

静岡県告示第568号

静岡県私立専修学校等授業料減免事業費補助金交付要綱（令和2年静岡県告示第682号）の一部を次のように改正する。

令和5年9月26日

静岡県知事 川勝平太

改正前				改正後			
第1～第10 (略)				第1～第10 (略)			
別表				別表			
1 授業料減免支援				1 授業料減免支援			
(1) 専修学校及び各種学校				(1) 専修学校及び各種学校			
区分	支援対象者	支援額	必要書類	区分	支援対象者	支援額	必要書類
(略)				(略)			
エ	就学支援金の対象者で、 政令第1条第2項第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除した額が203,100円以上 <u>251,100円</u> 未満である者	(略)		エ	就学支援金の対象者で、 政令第1条第2項第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除した額が203,100円以上 <u>260,700円</u> 未満である者	(略)	
(2) 通信制高等学校				(2) 通信制高等学校			
区分	支援対象者	支援額	必要書類	区分	支援対象者	支援額	必要書類
(略)				(略)			
イ	就学支援金の対象者で、政令第1条第2項第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除した額が203,100円以上 <u>251,100円</u> 未満である者	(略)		イ	就学支援金の対象者で、政令第1条第2項第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除した額が203,100円以上 <u>260,700円</u> 未満である者	(略)	
※ (略)				※ (略)			
2・3 (略)				2・3 (略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第2号（第4号）その1、様式第2号（第4号）その2、様式第2号（第4号）別紙1 その1、様式第2号（第4号）別紙1 その2、様式第6号 その1、様式第6号 その2、様式第6号別紙1 その1及び様式第6号別紙1 その2中「概ね年収700～800万円世帯」を「概ね年収700～820万円世帯」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。